

# 長岡市立図書館の資料収集方針

平成5年3月31日

平成20年2月1日改正

平成21年12月1日改正

## 1 資料収集方針作成の目的

図書館は、資料・情報の提供を通じて、市民の知る自由を保障する教育・文化・情報のための民主的な機関でなければならない。長岡市立図書館（以下「図書館」という）は、「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の民主的サービスの原則にしたがって、図書館として用意できるすべての資料や情報（以下「資料」という）を提供しようとするものである。

この「資料収集方針」は、図書館がどのような考えで資料を選び、どのような分野に力を入れて資料を集め、提供しようとするかという考え方や方法をまとめたものである。図書館は、この「資料収集方針」を公開することにより、市民に支持される図書館をめざすとともに、その民主的な発展に努める。

## 2 資料収集の基本方針

長岡市立図書館は、図書館建設資金として大正4年10月11日に野本恭八郎氏（互尊翁）からの寄附を受け、大正7年6月8日に互尊文庫が開館したことに始まる。図書館こそ生涯教育の中心と考える互尊翁の意思を引き継ぎ、長岡市立図書館は多くの市民の支援を得ながら今日に至っている。

また長岡市は、小林虎三郎の「米百俵の精神」をまちづくりの基本に据え人材育成に努めているところであり、図書館は市民の知的資質を育む重要な文化施設として、多くの市民に利用されている。

そのため図書館は、市民の乳幼児期から高齢期に至る全生涯を通じて、自ら学習し、それによって自らを成長させ社会に貢献できるよう、基礎的な資料から専門的な資料まであらゆる分野について段階的に幅広く収集し、整備・保存して、市民の利用に供する。また、資料に関する様々な問い合わせ（レファレンス）や不足の資料の要求（リクエスト）にも積極的に応ずる。

さらに、社会情勢に対応した新鮮な資料を収集するとともに、地域情報をはじめ、ビジネス情報、健康・医療情報、生活支援情報など市民が直面する課題に役立つ資料を取

集し、「情報センター」としての図書館を目指す。

### 3 資料収集の原則

資料の収集は、図書館の目的及び資料収集の基本方針にのっとり、広く市民の要望に沿って収集する。ただし、図書館の利用者の要望だけではなく、潜在している市民の要望や将来想定される市民の要望も十分考慮して収集する。

さらに、様々な対立する意見のある問題については、次の項目に留意してそれぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

ア 著作者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その資料を排除することをしない。

イ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集すべき資料を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制することをしない。

ウ 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。

エ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択することをしない。

なお、資料の収集・提供にあたって、国立国会図書館・県立図書館など他の図書館や関係機関の協力や連携を得るように努める。

### 4 資料の選定基準及び除籍基準

別に「長岡市立図書館資料選定基準」及び「長岡市立図書館資料除籍基準」を定める。

### 5 資料収集の方法

資料の収集は、担当職員で構成する選書会議で選定し、館長が決定する。

以上の基本方針で収集された資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館や図書館職員が支持するということを意味するものではない。資料のもつ思想や主張は、読者であるひとりひとりの市民の自由な思索と判断にゆだねられる。そのためにも図書館ではあらゆる思想・主張が共存するように、資料収集を行う。